

# 木造住宅「耐震化支援」事業の受付開始

【問合せ・申込み】 都市計画課 ☎773-6662

昭和56年6月以前に建てられた木造住宅は、現在の耐震基準を満たさず、耐震性が低いものが多いといわれています。市では、地震による建物被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

## 木造住宅の耐震診断～住宅の耐震性が気になる人～

**対象** 次の条件すべてに該当する住宅

- ・市内に所在する個人所有の一戸建て
- ・実際に居住しているか、居住することが確定（併用住宅も対象）
- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・壁・柱・床・屋根、その他の主要部分が木造

**診断内容** ①現地調査 ②耐震診断 ③診断報告書の作成（補強アドバイスを含む）

※主に内外観や図面の確認で診断を行います

**補助金額**（一般診断法による耐震診断）

延床面積	診断に要する費用	市補助額	自己負担額
70㎡以下	70,000円	60,000円	10,000円
70㎡超～175㎡以下	80,000円	65,000円	15,000円
175㎡超～	100,000円	80,000円	20,000円

※精密診断、仕上げを撤去する調査は対象外

**募集戸数** 5戸（先着順）

**受付期間** 4月2日(月)～11月30日(金)

## 木造住宅の耐震改修～住宅の改修を検討中の人～

**対象** 次の条件すべてに該当する住宅

- ・市の実施する耐震診断を受けた
- ・耐震診断の評点が1.0未満
- ・実際に居住しているか、居住することが確定（併用住宅も対象）

**対象費用**

- ・耐震改修工事の費用
- ・耐震改修工事を行うために必要な壁などの撤去・復旧などの費用
- ・設計・工事監理に要する費用

※耐震診断の評点が1.0以上になる耐震改修工事で、市に登録のある診断士が設計、工事監理を行う工事が対象。リフォーム工事などの費用は対象外

**補助金額** 耐震改修に要する費用の1/3（上限65万円）

**募集戸数** 2戸（先着順）

**受付期間** 4月2日(月)～10月31日(水)

耐震診断・耐震改修ともに、都市計画課、大和・塩沢市民センターに申請してください

# 高齢者・障がい者向け住宅整備費補助金の募集

【問合せ・申込み】 福祉課 高齢福祉係 ☎773-6667

市では、高齢者や障がい者が安心して暮らせるように、住宅を改造する費用の一部を補助します。

**対象** 市内に住所がある高齢者か障がい者（改修対象住宅に住む世帯員の前年収合計額が600万円未満で、市税の滞納がないこと）

高齢者…おおむね65歳以上で、要介護か要支援認定を受けている

障がい者…身体障がい者手帳1級・2級か療育手帳「A」を持つ

※過去にこの補助金の交付を受けたことがある人、「南魚沼市高齢者及び障がい者住宅整備資金貸付」の返済中の人は対象外

**対象工事費** 対象者が親族が所有し、対象者が居住している住宅で、平成31年3月31日(日)までに完了する次の工事費（すでに着工している場合や、新築・建て替えは対象外）

①玄関、廊下、居室、浴室、トイレなどの改造 ②段差解消機、階段昇降機の設置

③ホームエレベーターの設置

**補助金額** 対象工事費の上限額（介護保険の住宅改修や障がい者の日常生活用具給付事業の住宅改修の対象者は30万円、それ以外の方は50万円）の1/2

※世帯の課税状況で異なる場合あり

**受付期間** 4月2日(月)～12月28日(金)

**必要書類** 申請書（福祉課に用意）、内訳のわかる工事見積書、工事図面、着手前写真など